



2005年 4月1日制定

2013年12月 1日改訂

2024年12月26日改訂

2007年 4月1日改訂

2015年 8月 1日改訂

2012年10月1日改訂

2023年 3月 1日改訂

【基本的な考え方】

紙の原料となる木材は、持続可能な森林経営を行うことにより再生産が可能な、優れた資源です。また、森林資源は適正な管理と利用によって、二酸化炭素の吸収固定による地球温暖化防止、水資源の保全、生物多様性の保全等に貢献します。

森林の管理と利用においては、森林破壊や違法伐採をせず、これらの環境的価値の維持・向上を図るとともに、人権の尊重、森林施業における労働者や伝統的権利の保護など、社会的責任も果たしていく必要があります。

この認識を基に、王子グループは、「王子グループ・サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」の下に「木材原料の調達指針」を定め、原料の木質チップ・パルプの全てのサプライヤーから、当指針に基づく責任ある調達を推進します。

【調達指針】

(1) 森林認証材の拡大

自社植林事業について、森林認証の100%取得を目指します。外部購入については、森林認証材を優先的に購入し、森林認証を取得していないサプライヤーについては認証の取得を積極的に奨励します。

(2) 植林木の増量、拡大

自社海外植林事業を拡大し植林木の自給量を増やすとともに、外部購入についても植林木を増やし、原料中の植林木比率を高めます。

(3) 未利用材の有効活用

資源活用の観点から製材廃材、間伐材、低質材等の有効活用を推進します。

(4) 調達における法令遵守、環境・社会への配慮等の確認

① サプライヤーのモニタリングの実施

王子グループが調達する木材原料のサプライヤーを対象に、「王子グループ・サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」に基づいて下記の項目を書面または現地調査により確認します。

- a) 法令・社会規範の遵守と公正な取引
- b) 環境への配慮
- c) 社会への配慮
- d) 社会とのコミュニケーション

② トレーサビリティの確保および責任ある木材原料調達の実施

王子グループが調達する木材原料の全てのサプライヤーを対象に、下記の項目を継続的に調査し、原料のトレーサビリティを確保するとともに、適正に管理された森林より産出された原料のみを購入することで、責任ある調達を実施します。出所や森林管理状況が不明の木材、下記項目に適合しない木材は、サプライヤーとの対話・改善要請を行い、改善されないサプライヤーからの調達は行いません。

- a) 原料の産地（伐採地域、森林所有形態、人工林・天然林の区別など）
- b) 森林の管理方法（適用される森林法や森林管理規準など）
- c) 森林認証の取得状況



- d) 違法伐採による木材がないこと（森林認証、伐採許可証、原木の入荷記録等による確認）
- e) 天然林から人工林または森林以外の土地利用に転換されている土地からの木材がないこと
- f) 遺伝子組み換え材がないこと
- g) 公的に保護価値が高いと認められた山林を伐採していないこと
- h) 原料をめぐる重大な社会的紛争がないこと
- i) 人権の擁護や労働者の権利保護に配慮していること

検証には、特に国際的に認められている森林認証制度であるFSC[®]（ライセンス：FSC[®]-C014119他）またはPEFCも活用します。輸入木質チップの調査は船積みごとに実施します。引き取り単位が小さい国産木質チップおよびパルプの調査は年1回とします。

(5) 情報公開

王子グループが当指針に則った原料調達を実施していることについては第三者監査により確認し、関係書類は5年間保存します。また、その監査結果と当指針の実施状況については、ウェブサイトや統合報告書で概要を公開します。

<補足>

持続可能な森林経営とは、環境、社会、経済、いずれの観点においても持続可能な方法で管理を行う森林経営を指します。王子グループは、所有・管理する森林について、持続可能な方法で森林を経営するための方針である「王子グループ持続可能な森林管理方針」を制定しています。

人権の尊重、労働者や伝統的権利の保護は、すべての人の人権の尊重、森林施業における伝統的権利の保護、「労働における基本的原則および権利に関するILO 宣言」等の労働者権利に関する国際規範を遵守することを指します。王子グループは、人権の尊重をグローバル行動基準として認識し、人権に対する基本姿勢として「王子グループ人権方針」を定めています。

生物多様性とは、1992年にリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）では次のように定義されました。

「陸上、海洋およびその他の水中生態系を含め、あらゆる起源をもつ生物、およびそれらからなる生態的複合体の多様性。これには生物種内、種間および生態系間における多様性を含む」

FSC[®]などの森林認証制度では、希少種・絶滅危惧種の保護や生物多様性の観点から価値が高い森林の保護を定めており、森林認証を活用した持続可能な森林経営の実践は生物多様性保全に貢献します。

森林認証とは、独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適正な森林管理や持続可能な森林経営が行われていることを認証する制度です。国際的に知られている制度としてFSC[®]（Forest Stewardship Council[®]：森林管理協議会）やPEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme：森林認証制度相互承認プログラム）等があります。日本には独自の制度としてSGEC（Sustainable Green Ecosystem Council、緑の循環認証会議）があり、PEFCとの相互認証を得ています。

天然林の転換とは、天然林を他の土地利用へと転換することにより、その周辺の公益的な生態系機能が持続的に失われることを指します。一般に社会・環境的利益のための最小限の転換は除かれます。森林破壊は天然林の転換を指し、天然林には、原生林、二次林、管理された天然林、部分的に劣化した天然林を含みます。

低質材とは、製材、合板等に不向きな木材（細い木、曲がった木、芯の腐った木）を指します。

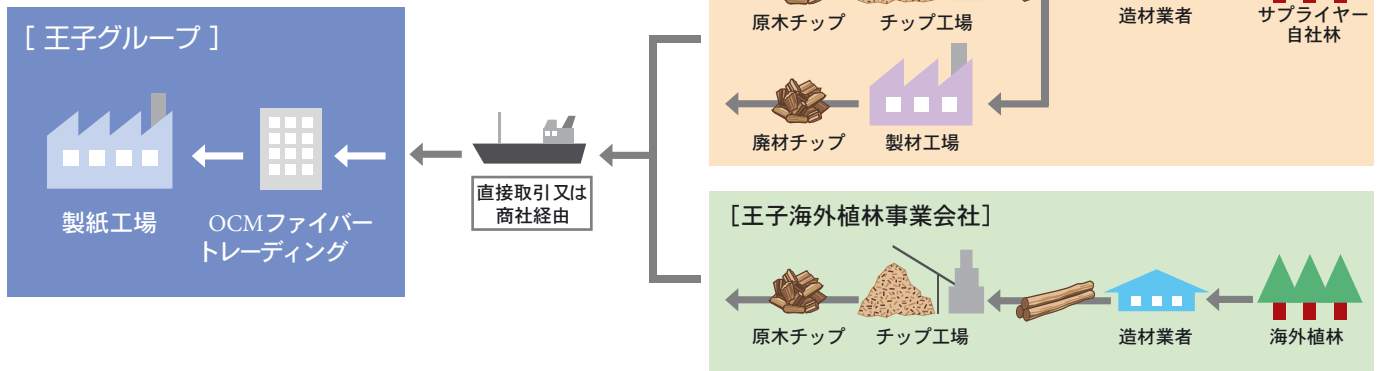


木材原料の調達フロー模式図

チップ調達業務は、輸入チップはOCMファイバートレーディング(株)、国産チップは王子木材緑化(株)が行っています。

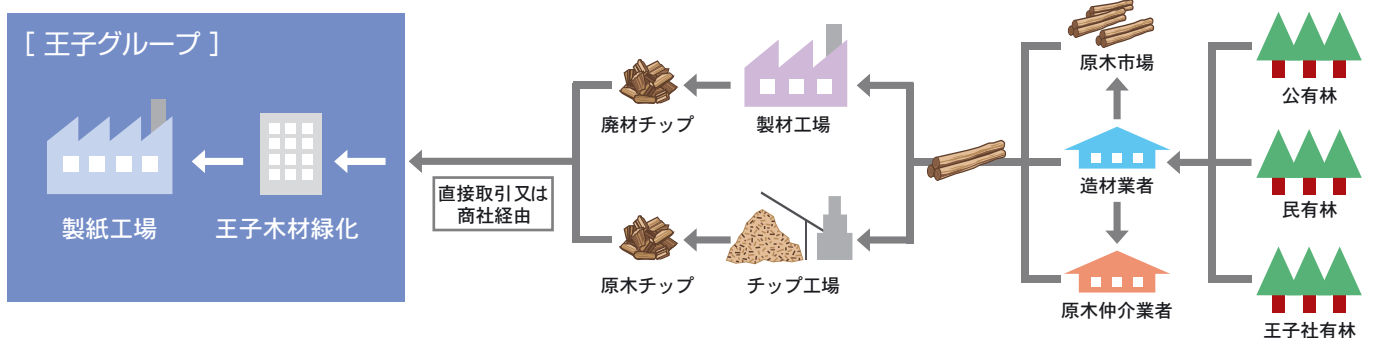
【輸入チップ】

- ・主要なチップ輸入国には王子グループ社員が駐在しています。
- ・駐在員は、船積み立会い、品質指導やサプライヤーとの業務打合せなどを行います。
- ・チップ船への船積みの際に、原料の出所、森林管理方法などを確認し、トレーサビリティレポートを作成します。
- ・特に合法性確認のため、サプライヤーに森林認証、伐採許可証、原木の入荷記録等の整備を確認します。



【国産チップ】

- ・王子木材緑化(株)は国内主要個所に担当者を置いてサプライヤーとの業務打合せなどを行っています。
- ・定期的に、原料の出所、森林管理方法などを確認し、トレーサビリティレポートを作成します。



* 王子グループとサプライヤーの売買契約書に違法伐採材を購入しないことを明記します。